

7. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省
・経済産業省・環境省)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・財務局
・産業労働局・教育庁)

都が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、都に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、令和3年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、スピード感を持って施策を展開している。

都が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、We b 3.0の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制の見直し及び明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。
- (2) セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、各種非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の対象とするなど必要な環境整備を進めること。
- (3) 2,000兆円を超える国内個人金融資産について、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させ、幅広い都民の安定的な資産形成を実現するため、
 - ① NISA制度が恒久化等抜本的に拡充されることを踏まえ、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むとともに、iDeCoの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
 - ② 若年層から高齢者までの様々な世代の人々がそれぞれのライフスタイルに応じて金融商品の選択が可能となるよう、適切な勧誘や助言が行われるための制度的な枠組みの構築など必要な措置を講じること。
 - ③ 金融リテラシー向上に向けた取組を一層推進するとともに、国、地方自治体、民間団体等の連携の仕組みを構築すること。
- (4) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (5) 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金

として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

- (6) 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、新たに策定された企業のサステナビリティ情報の国際的な基準に沿った日本版基準の早期策定を後押しするとともに、情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- (7) アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及に取り組むこと。
- (8) インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、今後創設される「インパクトコンソーシアム」において、インパクト創出に取り組むスタートアップ等の課題やニーズを積極的に聴取し、効果的な資金供給につながる仕組みづくりを推進すること。
- (9) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、国内企業の英文による情報開示を推進すること。
- (10) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (11) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (12) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (13) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBT等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- (14) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (15) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (16) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講ずること。

- (17) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること。
- (18) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (19) 新興資産運用業者に対する運用資金の拠出を促進していく観点から、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）をはじめとする公的年金等の管理運用主体に対して、運用機関に求める要件の緩和について適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと。
- (20) 国内ファンドの外国組合員に対するP E（恒久的施設）課税の制度について、外国からの投資を促進する観点から、免除要件の緩和など適切な措置を講じること。
- (21) 令和4年2月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（V e r . 3 . 0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢変化等を見据え、金融業界全体の取組の高度化を図ること。
- (22) 都が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、
- ① 高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
 - ② 外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）における在留資格緩和を早期に実現すること。
 - ③ 優れた外国人投資家の支援でグローバルに活躍するスタートアップを創出するための新規在留資格の創設を早期に実現すること。
- (23) 国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）が入国可能となる在留資格の創設に向けた検討を加速し、早期に実現を図ること。なお、検討に当たっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業等が可能となるような活動を認めること。
- (24) 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。
- (25) カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

2 資産運用立国の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・文部科学省
・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室)

「資産運用立国」の実現に向けて、国内外の投資家から成長分野への資金拠出の拡大、資産運用業者の新規参入や成長促進に必要な税制や規制等の見直しを行うこと。

<現状・課題>

東京都は、世界有数の金融資本市場や潤沢な個人金融資産の存在等の東京の強みを踏まえた「国際金融都市・東京構想2.0」を策定し、様々な施策を展開している。国が掲げる、持続的成長に貢献する「資産運用立国」の方向性は、こうした都の取組と軌を一にするものである。

「資産運用立国」の実現に向けては、国内の機関投資家の資金や家計金融資産を成長分野への投資にシフトするとともに、国外からもより多くの資金を呼び込んでいく必要がある。また、投資家とスタートアップ等の成長企業の繋ぎ手として、資産運用業の新規参入や成長を促進するとともに、仲介の場としての資本市場の機能を一層強化していくことも重要である。

そのため、国際的に競争力のある税制の構築、資産運用業への参入障壁や我が国独自のビジネス慣行の見直し等に取り組み、成長分野へのリスクマネーの供給を通じたイノベーション創出と、それに伴う果実の還元という好循環を生み出していくべきである。

東京都が目指す、サステナブルファイナンスの推進とスタートアップ振興を軸とした、「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」に向けては、国と緊密に連携して取組を進めていくことが不可欠である。このため、以下の事項を要望する。

<具体的要求内容>

1 国内資金を成長分野への投資にシフトする

(1) 国内機関投資家のアクティブ運用を促進

ア アクティブ運用を加速するための枠組みを構築する

- ① 過去の運用実績を重視した、国の「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」を改定し、公的年金のアクティブ運用を一層進めること。
- ② 機関投資家から新興資産運用業者（EM）への運用資金の拠出を促進するため、拠出額の一定割合を税額控除する等、税制上の優遇措置を講じること。

イ 社会課題の解決に向けた投資を加速

- ① インパクトファンドや、再生可能エネルギー設備等を投資対象とするイ

ンフラファンドに投資を行った機関投資家等に対して、税制上の優遇措置を講じること。

- ② 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資先とする投資法人に認められている時限の税制優遇措置を恒久化するとともに、優遇対象となる投資先を、系統用蓄電池等の再生可能エネルギーの導入拡大に資する設備に拡大すること。

ウ Web 3 で世界をけん引する企業等への投資を促進

- ① ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、他社が発行した暗号資産を法人が継続的に保有する場合、期末時価評価課税の対象外とすること。
- ② 世界に冠たるユニコーン企業を輩出するため、産業革新投資機構など政府系ファンドを通じて、レイター期のスタートアップに対する成長資金の供給を一層強化すること。

(2) 家計金融資産による投資を拡大

ア 金融リテラシーの向上

- ① 国が設立予定の「金融経済教育推進機構（仮称）」を中心として、学校や職域等における各年代を対象とした金融経済教育を充実させること。その際、担い手をより多く確保する観点から、中立的な内容を担保することを要件に、個別の金融機関の参画も許容すること。
- ② 同機構において、退職金等のまとまった資金を受け取る機会の前に、資産運用に関する講座を提供すること。

イ 長期投資を促進するための仕組みを創設

- ① 2024年から導入される新しいNISAの活用が進むよう、制度等の一層の周知を行うとともに、金融機関の変更手続をデジタル化する等、更なる利便性向上を図ること。
- ② 被相続人のNISA口座内の資産について、相続人のNISA口座へ年間投資上限額の別枠（但し、非課税保有限度額の範囲内）で直接移管することを可能とすることで、長期投資による安定的な資産形成を推進する制度とすること。
- ③ 退職時に現金でしか受領できない確定拠出年金の一時金について、有価証券のままで受領を可能とすることで、投資を継続できる制度とすること。

ウ 個人がスタートアップ等の成長分野に少額投資できる機会を一層拡大

- ① 投資信託等を活用し、個人がスタートアップ等に投資しやすい環境を整備すること。非上場株式等の流動性の低い有価証券の評価基準を明確化し、組入を促進すること。また、排出権等、組入可能な投資対象を拡大すること。
- ② 上場ベンチャーファンドについて、現在、週単位、月単位で求められている開示基準を四半期に緩和する等、上場銘柄の増加に向けた基準の見直しを行うこと。また、同ファンド等に投資した個人に対して税制上の優遇措置を講じること。
- ③ ブロックチェーン技術を活用した新たな資産への投資環境を整備するた

め、地方自治体によるデジタル証券の発行が可能となるよう、法整備を行うこと。

2 海外からの成長資金を呼び込む

(1) 国内金融市場のグローバル対応を推進

ア 国内企業の英文 I R 情報開示を一層推進

- ① プライム市場における英文 I R 情報開示の義務化を速やかに実現すること。その際、英語による開示内容やタイミングが、日本語の開示と同等になるよう、適切な措置を講じること。また、義務化の対象を、順次スタンダード・グロース市場にも拡大していくこと。
- ② 国内企業の英文 I R 情報開示を加速度的に広げていくため、金融庁が開発した A I 翻訳システムの周知・活用を推進するとともに、利用企業の対訳資料収集によりシステムの高度化を図ること。
- ③ 都と F i n C i t y . T o k y o が進める英文 I R 情報開示支援事業 (D i s c l o s u r e G) の取組を全国で展開すること。

イ 海外企業による国内証券取引所への上場を推進

- ① 海外企業の日本での上場を促進するため、英文での上場推進や、上場申請に係る必要書類の作成支援等のきめ細かなサポートを実施すること。

(2) 海外の資産運用業者を通じた投資を促進

ア 海外資産運用業者等の参入促進等に向けた税制、規制緩和

- ① 国内外からの資産運用業者をはじめとする多様な金融プレーヤーの参入を促進するため、法人税や所得税等の軽減を一層推進すること。
- ② 海外当局から許認可等を受けている海外の資産運用業者等が、国内で投資運用業務を行う場合、本国のコンプライアンス部門が日本法人の同部門を兼務すること等を前提に、国内の弁護士等への外部委託を認めること。
- ③ 海外の機関投資家が、都内で創設されたファンド（投資法人、契約型投資信託、投資事業有限責任組合等）に投資した場合、租税条約に係る免税申請の有無にかかわらず、海外への配当等に対する源泉徴収を行わないこと。

イ 魅力的なビジネス・生活環境の整備

- ① 東京開業ワンストップセンターにおける定款認証、法人設立登記、入国管理、雇用保険、労働保険、健康保険・厚生年金保険等の手続きについて、法令等を改正し、英語による記載・申請を可能とすること。
- ② 外国企業の法人預金口座開設の円滑化に向けて、英語対応可能な窓口の設置等、適切な措置を講じるよう、金融機関に対する働きかけを行うこと。
- ③ インターナショナルスクールの充実等、都と連携して魅力的な生活環境の整備を推進すること。
- ④ スタートアップへの投資・育成を行う外国人投資家が、日本に長期滞在できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑤ 海外のパートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーが入国・在留できるよう、新たな在留資格を創設すること。
- ⑥ 高度金融人材の配偶者が、日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークで就労できるよう、在留資格を緩和すること。

3 資産運用人材を育成し、インベストメントチェーンを高度化する

(1) 資産運用業等の創業を促進

- ① 金融商品取引業のライセンス登録が迅速に進むよう、審査体制を充実させること。
- ② 投資運用業者が運用に専念できるよう、ミドル・バック業務を専門に行うプラットフォーマーとなる「ファンド・マネジメント・カンパニー」の登録制度を構築すること。
- ③ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること。具体的には、中小企業信用保険法施行令等を、制度対象の業種を列挙する方式から、除外される業種を列挙するネガティブリスト方式に変更すること。

(2) 資産運用業の成長を支援

- ① EMが、自らの成長に必要な運用資金（シードマネー）を獲得できるよう、年金積立金管理運用独立行政法人をはじめとする公的年金等の管理運用主体からEMに対して一定の割合を資金拠出するよう、必要な措置を講じること。
- ② 適格投資家向け投資運用業における運用財産総額の上限（200億円）規制について、上限額の引上げや上限額の算定から含み益を除外する等の緩和措置を講じること。
- ③ 資産運用業者の事務負担軽減のため、適格投資家（プロ）向けの私募投資信託の基準価額について、投資信託協会への毎日の報告義務を見直すこと。

(3) 金融エコシステムを支える人材を育成

- ① サステナブルファイナンスや金融工学等を学べる教育機会を拡充する等、金融プロフェッショナル人材の育成に取り組むこと。
- ② 金融庁で創設を予定しているコンソーシアムにおける多様な関係者の議論も踏まえ、インパクト投資の活性化に向けたデータ整備や人材育成等の取組を進めること。

3 スタートアップ支援の推進

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくために、起業数及びユニコーン数の拡大に向けて、都と密接に連携を図りつつ、施策を抜本的に強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長は、スタートアップが牽引しており、また、スタートアップのイノベーションが社会課題を解決することから、世界では国や都市を挙げてスタートアップのエコシステムを創り出している。

国は、昨年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像をとりまとめた上で、6月に打ち出したいわゆる「骨太の方針2023」においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進など具体的な施策展開の方針を明らかにしている。

都も、昨年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、取組を着実に推進しており、今秋11月には「Tokyo Innovation Base (TIB)」のプレオープンを迎える。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都が連携し、オールジャパンで取組を推進するとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、多様な側面からの支援強化を行い、抜本的に施策を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進めるとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面から抜本的な支援強化を図ること。

2 スタートアップの世界への発信

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、国内外のイベントの利活用、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術をもつスタートアップを海外からも的確に認知し把握できるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において、国内スタートアップの海外展開の強化として、海外のベンチャーキャピタル・スタートアップ・起業家に対し、日本のスタートアップや支援制度に関する情報発信を進めるとしている。

都でも、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」で、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信を掲げ、取組を進めている。

<具体的要求内容>

2024年5月に都で開催予定の「SuSHi Tech Tokyo 2024」や国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じた世界に向けた情報発信について都と一体となって取り組むこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルと繋がるプラットフォームを構築すること。

3 イノベーションを起こす場づくりの推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・文部科学省・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

「Tokyo Innovation Base」、国機関も入居してスタートアップ支援策を共同して実施するとともに、国の関連施設において、連携した支援プログラム等を展開・推進すること。

<現状・課題>

世界で活躍するスタートアップ企業を数多く生み出すためには、イノベーションを起こす場づくりが重要である。

国では、昨年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」において、グローバルスタートアップキャンパス構想を示すなど、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進んでいる。

都では、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」において掲げた、スタートアップ同士が交流し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大学、行政等が気軽にアクセスできる場であり、重点的な支援を提供する一大拠点「Tokyo Innovation Base」が今秋11月にプレオープンを迎えるこの拠点が効果的な場としていくために、都内各地の拠点とも連携し、多様な支援プログラムを提供するなど、エコシステムの大きなネットワークを創り上げることが重要である。

<具体的要求内容>

「Tokyo Innovation Base」が、スタートアップ同士の交流のみならず、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ支援が行われる場となるよう、ベンチャーキャピタルやアクセラレーター、大学、大企業等とともに、国機関も入居してサービスを提供すること。また、国の関連施設との支援プログラムの実施等、連携した取組を進めること。

4 海外投資家の誘致

(提案要求先 内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

<現状・課題>

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べ圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、昨年11月の「スタートアップ育成5か年計画」の第二の柱「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」として、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都では、昨年策定した「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げており、取組を推進している。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

5 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組について、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとするとともに、自治体が参画できる法制度の整備を進めること。

<現状・課題>

公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

国が昨年11月に発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であるとの認識が示されている。

また、国では情報システム調達改革検討会を開催し、デジタルマーケットプレイスの検討が進められており、令和5年度中に実証を行い、早期の導入を目指しているが、スタートアップからの公共調達拡大に有効な施策であると考えられることから、すべての自治体が活用可能な具体的な場として強力に推進されたい。

<具体的要求内容>

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から、都や他自治体も含めた公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

また、国が実証を行うデジタルマーケットプレイスの検討に当たり、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加するなど、検討の段階から自治体の参画を得て制度が効果的なものとして構築されるように取り組むこと。

6 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。デジタルノマドビザを早期に創設するなど、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国において、「規制改革関係府省庁連絡会議」は、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議決定）において、「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」こととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため設置された。

都では、昨年11月のGlobal Innovation with STARTUPSにおいて、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援の推進を進めている。

国においても、令和4年度の「規制改革実施計画」を定めており、スタートアップの規制・制度見直しについても言及されている。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。また、スタートアップとの協業や国内企業との交流等を通じたイノベーションの促進を図るため、デジタルノマドビザの早期実現を図ること。なお、検討に当たっては、国内のスタートアップ等との交流や、国内企業と契約して報酬を受けること（必要に応じ、一定の要件を設ける）などを可能とすること。

7 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できるようにすること。

<現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない。

<具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を活かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 （承認 TLO）	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成29年4月地方独立行政法人法第21条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

8 アン Entrepreneurship 教育の推進

(提 案 要 求 先 内 閣 府 ・ 文 部 科 学 省)
(都 所 管 局 ス タ ー ト ア ッ プ ・ 国 際 金 融 都 市 戦 略 室 ・ 総 務 局 ・ 産 業 労 働 局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、
初等・中等教育段階も含めた Entrepreneurship 教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代 Entrepreneurship 育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、昨年11月に発表された「スタートアップ育成5か年計画」では、Entrepreneurship 教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」で Entrepreneurship（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的な Entrepreneurship 教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、Global Entrepreneurship Monitor の調査では、起業家性を応援する文化は47か国中44位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、日本財団の18歳意識調査では、日本の若者の社会変革の意欲は6か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味での Entrepreneurship が求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていた Entrepreneurship 教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的な Entrepreneurship 教育を実施すること。

4 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせるため、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。

<現状・課題>

(1) 周波数帯別5G整備状況の開示

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。

大容量かつ高速通信を必要とする5Gサービス市場は、今後大きく拡大することが見込まれ、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長であるsub6帯やミリ波帯などの周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和3年度末）」（令和4年10月21日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.5%であったものの、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

(2) 補助制度の対象拡大

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。しかし、島しょ地域や山間部などでは、地理的条件により電力や光回線の確保が難しいことや維持管理費

等の負担の課題があり、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 島しょ地域や山間部にも高速モバイルインターネット網をくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、太陽光パネル及び蓄電池等による電力確保策並びに衛星通信を活用した電波のエリアカバーの方策について、補助制度に組み込むなどの見直しを行うとともに、実効性のある財政措置を講じること。

参 考

(1) (2) 国施策の根拠法令・計画

- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和4年3月22日総基移第63号）

5 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との円滑な連携など、都が取り組む官民連携データプラットフォームの構築を支援すること。

<現状・課題>

都は、「スマート東京」(東京版Society 5.0)の実現に向けて、都が保有するデータに加えて、都内の区市町村、関係機関、民間企業等から得た官民の多様なデータを元に、都民のQOL向上に資するサービスの創出を支援する「東京データプラットフォーム」を今年度整備する予定である。

また、国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、広く多様なデータを活用して新しい価値を創出するために、重点的に取り組むべき分野を指定した上で、関係省庁とデジタル庁が協力して2025年までにプラットフォーム実装をすることを目指し取組が進められている。

官民のデータ流通を促して、イノベーションを後押しするとともに、社会課題の解決につなげていくためには、こうした国や都などが整備するデータ連携基盤が、技術的仕様や運用性等の観点で協調し、今後のデータ連携基盤同士の接続を見据え、相互運用性を確保することが不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

スマートサービスの創出に向けて官民のデータ連携の実現を目指す「東京データプラットフォーム」の構築に際して、国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との連携が円滑に行われるように、情報提供や技術支援を行うなど、必要な支援を講じること。

6 次世代モビリティの社会実装の推進

(提案要求先 経済産業省・国土交通省)
(都所管局 政策企画局・デジタルサービス局・都市整備局)

- (1) L4自動運転車両の着実な社会実装に向け、安全性確保に関わるより一層の事業者向け技術支援を進めるほか、国民の社会受容性を高める分かりやすい情報発信等を拡充すること。
- (2) 「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、機体認証や管制、バーティポート整備条件など機体の特性を踏まえた諸制度の構築を進めるとともに、社会受容性の向上に向けた取組への支援を推進すること。

<現状・課題>

- (1) 事業者が進める自動運転に関わる技術開発は、車両走行に関わる事象に対して十分な対応できるよう進められているが、自動運転車両が自ら完全な判断を行い、車両を制御するには至っていないのが現状である。

特に安全な走行について、地理的な条件や交通状況変化など、いわゆる自動運転制御に関わる地域的な対応については、主に事業者に委ねられており、十分なデータの取得に多大な時間と労力を要している。

国は、こうした地域の特性に合わせた自動運転技術の開発に対し、走行ビッグデータの活用促進や、オープンイノベーションの枠組みづくりを行うなど、効率的に安全性確保が計られるよう施策を推進すべきである。

また、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、国民や地域の社会受容性を高め、実装の担い手となって頂くことが重要である。

このため国は、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大するほか、「見る、体験する、意見交換する、自ら発信する」など実感できる場づくりを積極的に進めていくべきである。

- (2) 国においては、空の移動革命に向けた官民協議会を設置し、2022年3月に「空飛ぶクルマ」に関する基準の方向性が示され、2023年9月から「バーティポート」整備指針に関するパブリックコメントが実施されるなど、制度の検討が進んでいる。

都においても、官民協議会のもとに設置された離着陸場WGへの参画を図るとともに、市街地での社会実装に向けたプロジェクトを展開している。

「空飛ぶクルマ」が交通や観光、防災などあらゆる場面で活用され、地域の社会課題の解決を図るためには、安全性の確保はもとより、機体認証や管制、バーティポート整備条件など、その機体特性に合わせた制度設計が不可

欠であり、特にバーティポートの整備が重要となる。現時点では、バーティポートはヘリポートに準ずるものとして整理がされているが、ヘリコプターに比べ騒音が小さく、また、「垂直離着陸」の飛行形態を持つ「空飛ぶクルマ」をヘリコプターと同列に扱うことは、都心部への導入の障壁となる恐れがある。また、都心部におけるビル屋上の活用などに対し、建築関連の法制度への対応が必要となる可能性も考えられる。

加えて、空飛ぶクルマに関しての認知度が低く、社会受容性の向上に向けた取組が求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 早期に自動運転車両の安全性を確保するため、技術開発を行う際に、ビッグデータの活用や、オープンイノベーションの枠組みづくりなど、環境整備に努めること。

また国民の社会受容性を高めるため、自動運転に関わる情報を発信するほか、国民などが実感できる場づくりを行うこと。

- (2) 「空飛ぶクルマ」の社会実装の加速化に向け、国において機体認証や管制等の諸制度を構築し、機体や運航、落下物対策など安全性を確保すること。特に、バーティポートの整備基準策定に当たっては、「空飛ぶクルマ」の特性を的確に捉えつつ、市街地での飛行を見据え、環境アセスメントなど各種法制度を柔軟に取り扱う事が出来るよう、適切な方向性を示すこと。

また社会受容性向上に向け、地方自治体が行う取組を支援すること。

7 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から緩やかに持ち直しているものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壌診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足を契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を、同年10月に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、エネルギー等の価格高騰により厳しい状況にある事業者への支援や、肥料・飼料、穀物等の国産化の推進、国産材の転換等に取り組んでいる。

しかし、長引くウクライナ情勢や円安、電気料金の高騰など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

8 MICE推進施策の強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するMICE誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたMICEの多くは中止や延期を余儀なくされ、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。また、ハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、MICEを取り巻く状況は大きく変化しており、都では、このようなコロナ禍を通じたMICE市場の変化を捉え、今後、効果的なMICE誘致を展開するため、「東京都MICE誘致戦略2023」を令和5年1月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、M I C E開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、M I C E業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、I T関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、M I C E誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にP Rできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、M I C E誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

9 観光産業の早期回復に向けた取組の充実

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) さらなるインバウンド需要喚起につなげるため、観光目的で来訪する外国人旅行者に対する査証発給について、適切に要件緩和を進めること。
- (3) インバウンド需要の本格的な回復に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

令和4年10月11日に水際措置が大幅に緩和され、ビザなし渡航や個人旅行の受入が再開された。令和5年3月の訪日外国人旅行者数は181万7500人で新型コロナウイルス感染拡大前の約65%水準となり、中国を除いて堅調に回復している。また、令和4年度末には、「観光立国推進基本計画」が改定され、訪日外国人旅行消費額5兆円の早期達成等が目標として掲げられた。

今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、2025年に国内で開催される世界陸上競技選手権大会やデフリンピック大会、日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京2020大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の早期回復と振興につなげていくことが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層

推進すること。

- ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。
 - ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。
 - ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、D Xの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の本格的な回復に向けて、2025年に国内で開催される世界陸上やデフリンピック、大阪・関西万博等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

10 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

(提案要求先 財務省・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

1 1 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に付属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園やNPO法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

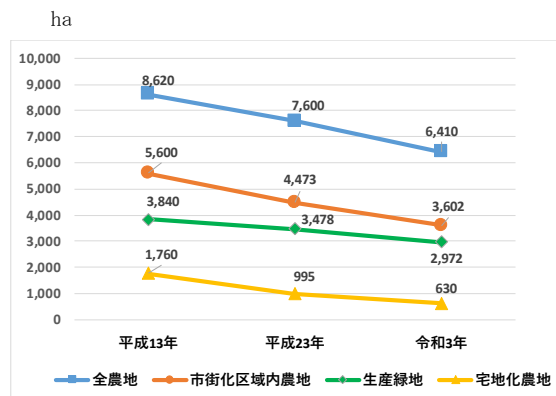
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約870haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2021

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象（田園住居地域を除く）

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 2 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4月からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、2024年4月以降、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されることになっている。こうした中、経営基盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めてい

くには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

2020年12月に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2025年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、2022年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- （1）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- （2）全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- （3）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- （4）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛生法	労働時間の客観的な把握	2019年4月1日	
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（11月）の実施

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差 B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク導入率は約 6 割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- (2) 中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- (3) 自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- (4) テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- (5) 労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラインの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。

また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

＜テレワーク戦略ビジョン＞

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

＜テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）＞

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

1 3 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.7パーセントへの段階的な引上げや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。

<現状・課題>

都における令和4年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.14パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲がさらに拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業

に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和4年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)
平成30年度 (対前年比)	131,700.5 (3.2%)	37,022.5 (8.9%)	25,071.0 (29.2%)
令和元年度 (対前年比)	135,139.5 (2.6%)	39,599.0 (7.0%)	29,276.0 (16.8%)
令和2年度 (対前年比)	136,369.5 (0.9%)	41,628.5 (5.1%)	33,494.0 (14.4%)
令和3年度 (対前年比)	137,835.0 (1.1%)	44,114.5 (6.0%)	37,582.0 (12.2%)
令和4年度 (対前年比)	138,907.0 (0.8%)	46,513.0 (5.4%)	43,055.5 (14.6%)

※雇用者数（人）はカウント数

1 4 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

また、令和4年7月には、301人以上の企業に対し同法に基づく男女の賃金の差異に係る情報の公表が義務化され、さらに令和5年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」には常時雇用労働者101人以上300人以下の企業への公表義務の対象拡大の検討を行うことが明記された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 短時間労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、女性の視点も踏まえた社会保障制度等の検討を着実に進めること。
- (4) くらし方や働き方の変化を踏まえた社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

<現状・課題>

我が国では、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労している。その中には、一定以上の収入（106万円または130万円）となった場合の、社会保険料負担の発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在する。

「全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）」では、働き方に中立的な社会保障制度等の構築に向けて、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃や、週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大等に取り組むべき課題としている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）（令和5年6月13日決定）」では、「いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。」とされている。さらに、子供未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）も同様の取組について言及されている。

令和5年9月27日に公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」では、国における当面の対応として、令和5年10月から、（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設 ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）

を進め、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするとともに、さらに、制度の見直しに取り組むことや、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用を促進することが示された。

当面の対応とともに、就業調整を行っている短時間労働者の女性がいることを踏まえれば、いわゆる「年収の壁」に代表されるような、女性の就労の壁となっている制度・慣行についても、見直しを進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- （１）短時間労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- （２）就業調整をしている短時間労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性なども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- （３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、女性版骨太の方針２０２３に示された、女性の視点も踏まえた社会保障制度等の検討を着実に進めること。なお、検討にあたっては、当面の対応の効果を検証した上で進めること。
- （４）どのような働き方を選択してもライフイベントとキャリア形成を両立できるよう、くらし方や働き方の変化を踏まえた社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

1 5 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション & レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 5 年 8 月 31 日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 45,085 件となり、都の政策連携団体等も 35 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

1 6 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設するカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

<現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

本年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構

想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX－ETS）が2023年度より試行的に開始し、2026年度より本格的に稼働する。併せて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX－ETSの目標達成に活用可能なクレジットとして、J－クレジットとJCMを位置づけ、市場取引を開始するが、その活性化が課題となっている。

<具体的要求内容>

- （１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- （２）国が開設するカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX－ETS）の参加企業以外にも取引が可能となることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

1 7 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、これまで原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、円安等を背景としたスタートアップの海外展開を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係構築を推進するため、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設し、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和4年10月28日には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を取りまとめ、令和4年度第2次補正予算で中小企業等事業再構築促進事業において物価高騰対策・回復再生応援枠を創設するなど、中小企業の支援を拡充している。

しかし、年間ベースでみた企業物価指数の伸びが、令和4年は昭和56年以来の最高値を記録し、現在も対前年比で高い水準で推移するなど、物価高騰等の影響は今後も一定程度継続することが見込まれる。また、日本商工会議所・東京商工会議所が本年2月に中小企業に実施した調査では、人手不足等を多くの中小企業が感じつつも、今年度内の賃上げが未定又はできない割合が4割を超え、賃上げを行う予定の中小企業も、そのうち6割以上は防衛的な賃上げ（業績の改善がみられない中での賃上げ）となっている。

こうした厳しい経営環境にある中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、パートナーシップ構築宣言の実効性の向上を図ること。

1 8 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等の社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰りに対する支援について、経済が本格的な回復に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしており、令和5年5月の5類移行後も、資金繰りに苦しむ中小企業者は依然存在している。

現在、その影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

こうした中、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度であったが、令和4年9月で取扱いが終了した。

また、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

さらに、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が本格的な回復に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図ること。

- (3) 金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度の利用を促進するため、借入時に発生する保証料負担の更なる軽減や、実質無利子融資の借換需要増を踏まえ限度額の拡大を図ること。
- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

19 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること

<現状・課題>

平成16年に国内で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和2年以降、毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生リスクは継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。